

第1章 計画の改定にあたって

1 計画改定の趣旨

近年、我が国を取り巻く社会経済情勢は、少子高齢化の進展並びに国際化、情報化の進展等により、生活環境や地域社会の構造に様々な影響を与え、世界金融危機を発端とした戦後最大の不況の中、我が国の経済は長期低迷を続け、非正規労働者の増加等雇用環境の悪化と貧困・格差の拡大に直面しています。

こうした状況のもと、社会情勢の変化や新たな課題に的確に対応するため、性別に関わりなく仕事や家庭生活等において、その個性と能力を十分に発揮することができ、だれもが安心して暮らせる安定した社会を目指す男女共同参画社会の実現が、社会的な急務となっています。

国において、平成22年12月に第3次男女共同参画基本計画を策定し、県においては、平成23年3月に山口県男女共同参画基本計画の第2次改定が行われ、本市では、平成19年3月に策定した「光市男女共同参画基本計画」について、5年が経過した中で、今回の計画改定にあたり、国や県の改定を踏まえつつ、さらに、生まれてくる子どもたちが、母や父、そしてすべての人々にやさしく包まれ、たくましく成長する、心豊かな輝かしいふるさとづくりを目指す「おっばい都市宣言」の理念や計画の基本となる考え方を尊重し、今日の実態に合わせて内容を集約し、体系や重点項目等計画の一部を見直しました。

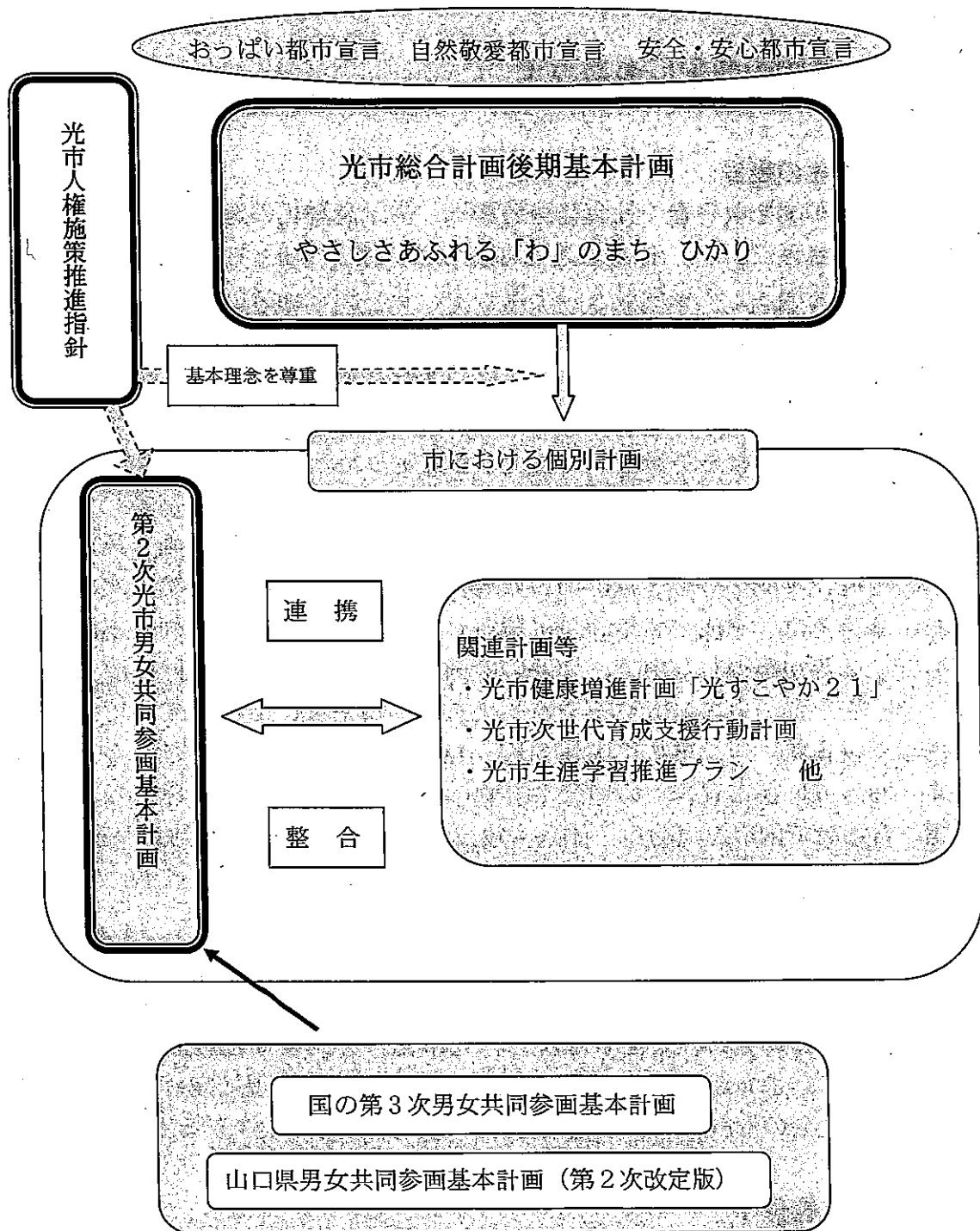
2 計画の性格

国の「第3次男女共同参画基本計画」や県の「山口県男女共同参画基本計画“きらめき山口ハーモニープラン”（第2次改定版）」、及びその他光市の策定する関連計画等との整合性を図りながら、光市総合計画後期基本計画の目指す姿である『やさしさあふれる「わ」のまち ひかり』の実現に向けて、本市の男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的、計画的に推進するものとします。

3 計画の位置付け

第2次光市男女共同参画基本計画では、本市における男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、市が実施する施策の基本的な方向性を示しています。

また、本計画は、「光市総合計画後期基本計画」を上位計画としており、男女共同参画については人権課題の一つとして捉え、人権尊重の観点から「光市人権施策推進指針」の基本理念を尊重しつつ、他の個別計画と連携を図りながら、市の各分野の施策を男女共同参画の視点で横断的に捉え、男女共同参画社会の実現に向けて総合的に取り組んでいきます。



4 計画の期間

この計画の期間は、市政運営の基本となる「光市総合計画後期基本計画」との整合を図り、平成25年度（2013年度）から平成28年度（2016年度）までの4年間とします。

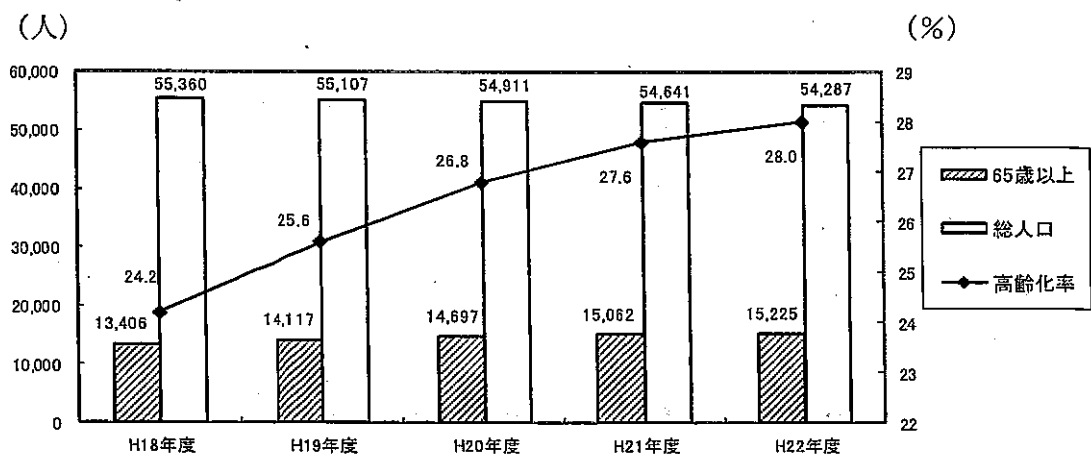
なお、社会情勢等の変化や、計画の進捗状況、国、県の動向を踏まえながら、適宜見直しを行います。

第2章 計画改定の背景

1 社会経済情勢の変化

本市の総人口は、平成18年度末55,360人、平成22年度末54,287人と減少しています。一方、65歳以上の高齢者の割合（高齢化率）は、平成18年24.2%、平成22年28.0%と年々上昇し、平成23年9月1日現在で29.3%です。平成23年10月1日現在の山口県の高齢化率は27.8%で、本市は県と同じペースで高齢化が進んでおり、4人に1人が高齢者となっています。さらに、高齢者のひとり暮らしも増えており、平成1.8年度は1,719人で、平成22年度は1,967人となっています。

○光市の高齢化率（総人口に占める65歳以上の割合）



住民基本台帳人口（外国人登録を含む）

普通出生率（人口千人当たりに対する一年間の出生数の割合）については、平成21年度は上昇していますが、7%から9%の間を推移しています。また、合計特殊出生率（15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、女性一人が生涯に産む子どもの数の平均）について、県においては長年減少傾向が続き、平成15年に1.36まで減少しましたが、平成17年度以降は増加傾向に転じています。

光市の合計特殊出生率は、平成19年度は1.49で国や県の数値を上回っていますが、人口を維持するのに必要とされる2.08には達していません。

○普通出生率（人口千人当たりに対する一年間の出生数の割合）

（単位：‰）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
県	8.0	7.9	7.8	8.0	7.8
光市	8.3	8.1	8.6	7.4	7.1

山口県人口移動統計調査

○合計特殊出生率（15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、女性一人が生涯に産む子どもの数の平均）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
国	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39
県	1.42	1.43	1.43	1.56	1.51

厚生労働省「人口動態統計」

人口減少、少子高齢化が進展する中で、今後の経済や社会保障、労働市場等に深刻な影響を与えることが懸念されます。そのため、男女共同参画社会の実現は、労働力人口の減少に対する対策や少子化への対応面からも、重要性が増大しています。

2 関係法令の改正

(1) 仕事と家庭の両立支援に向けた法の整備として、「パートタイム労働法」の改正（平成20年4月施行）、「育児・介護休業法」の改正（平成22年6月施行）、「次世代育成支援対策推進法」の改正（平成23年4月施行）が行われました。

(2) 配偶者暴力防止対策の強化に向けた法の整備として、「配偶者暴力防止法」の改正及び「基本方針」の改定（平成20年1月施行）が行われました。

(3) 平成19年12月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、平成22年6月に改定が行われました。

3 国の第3次基本計画の改正

(1) 「重点分野」として新たに次の5項目が追加されました。

- ・男性、子どもにとっての男女共同参画

- ・ 貧困等生活上の困難に直面する男女への支援
- ・ 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
- ・ 科学技術・学術分野における男女共同参画
- ・ 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進

(2) 「成果目標」を第2次基本計画の42項目から82項目(延べ109項目)へと増やし、より実効性のあるアクションプランとしています。

4 県の基本計画の改正

(1) 「重点項目」に新たに次の2項目が追加されました。

- ・ 男性、子どもにとっての男女共同参画の推進
- ・ 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援

(2) 国の基本計画の見直しに合わせて、重点項目の「家庭、地域、職場における両立の支援」を「仕事と生活の調和の推進」に名称を変更しました。

(3) 6つの基本理念とそれに基づく7つの基本目標は変更していません。

5 男女共同参画に関する市民意識(本市の状況)

(1) 男女の地位の平等感(男女共同参画に関する市民アンケート)

平成23年度のアンケート調査によると、平等になっていると思う人の割合は、「政治や行政」と「法律や制度」を除いて、平成18年度よりも増加傾向にあります。しかしながら、平等割合が圧倒的に高い「学校教育」を除くと、その他の分野の平等感は22.0%~39.3%と依然低い状態です。

(2) 「男は仕事、女は家庭」という考え方への賛否(男女共同参画に関する市民アンケート)

平成23年度のアンケート調査によると、「賛成である」と「どちらかといえば賛成である」を合わせた「賛成する人」は減少し、「どちらかといえば反対である」と「反対である」を合わせた「反対する人」は、平成18年度よりも増加しているものの、賛成の割合は半数近くに上り、国や県と比べ家庭内における固定的役割分担意識が根強く残っています。

(3) 「男女共同参画の推進」の重要度(まちづくり市民アンケート)

平成23年度のアンケート調査によると、「重要」と「どちらかといえば重要」を合わせた割合が全体の4割弱に及び、計画策定前(平成17年度)と比べると、男女共同参画社会の必要性がある程度認知されてきたといえま

す。しかし、このアンケートで重要度をたずねた市の施策全42項目のうち、2番目に低い結果となっており、市民の関心は決して高いとはいえません。

(4) 身の回りにおける男女共同参画感(男女共同参画に関する市民アンケート)

平成23年度のアンケート調査によると、「ある程度は進んできているがまだ十分ではない」と「まだまだ性別による差別的な扱いが多く残っている」を合わせた割合は71.9%と高く、光市における男女共同参画社会の市民意識がまだ低いという結果が出ています。

(5) 男女共同参画社会を実現するために行政に対する要望(男女共同参画に関する市民アンケート)

平成23年度のアンケート調査によると、「保育サービス・学童保育などの子育て支援」、「介護サービスの充実」、「女性の就労支援」が引き続き上位を占めています。

第3章 これまでの取組みの検証

1 これまでの取組み

(1) 当初の目標を達成した指標

第1次計画策定時に掲げた12項目のうち目標数値を達成した項目は以下の4項目です。

- ・「男は仕事、女は家庭」という考え方を肯定する人の割合
- ・社会通念・慣習・しきたりなどでの男女の地位の平等意識「平等になっている」と思う人の割合
- ・ドメスティック・バイオレンス（DV）被害者のうち「公的な相談窓口や電話相談に相談した」人の割合
- ・「子育て支援対策の充実」の市民満足度

達成した要因として、保育園、幼稚園においての保育料の負担軽減や、留守家庭児童教室（サンホーム）の施設整備等、子育て環境の整備・充実を図り、子育て支援センターでは、土曜日の開所や男性への育児参加の場の提供を行うなど、地域で子育てを支援する取組みが考えられます。

(2) 策定時から数値が改善された指標

策定時に掲げた目標数値には達成できなかったものの、一定の改善が図られた項目は以下の7項目です。

- ・社会全体における男女の地位の平等意識「平等になっている」と思う人の割合
- ・「国際交流の推進」の市民満足度
- ・家庭生活における男女の地位の平等意識「平等になっている」と思う人の割合
- ・地域における男女の地位の平等意識「平等になっている」と思う人の割合
- ・職場における男女の地位の平等意識「平等になっている」と思う人の割合
- ・市の各種審議会等における女性の登用率
- ・「健康づくりの推進」への市民の満足度

第1次計画策定時に掲げた目標数値には達成できなかった要因として、アンケート結果から男女雇用機会均等法や育児・介護休暇制度等の周知や活用方法等が浸透されていないことが考えられます。

2 指標の達成状況

計画の指標	策定時 (平成18年度)	目標値 (平成23年度)	近況値 (平成23年度)	達成 状況
社会全体における男女の地位の平等意識 「平等になっている」と思う人の割合	20.5%	35.0%	26.4%	改善
男女の固定的役割分担意識 「男は仕事、女は家庭」という考え方を 肯定する人の割合 ※低いほうが良	56.9%	50.0%	48.4%	達成
社会通念・慣習・しきたりなどでの男女 の地位の平等意識 「平等になっている」と思う人の割合	15.7%	20.0%	21.8%	達成
「国際交流の推進」の市民満足度	5.5%	10.0%	9.0%	改善
ドメスティック・バイオレンス（DV） 被害者のうち「公的な相談窓口や電話相 談に相談した」人の割合	3.1%	相談者の 増加	9.5%	達成
「子育て支援対策の充実」の市民満足度	18.0%	20.0%	36.0%	達成
家庭生活における男女の地位の平等意識 「平等になっている」と思う人の割合	27.9%	40.0%	33.8%	改善
地域における男女の地位の平等意識 「平等になっている」と思う人の割合	29.2%	40.0%	38.3%	改善
職場における男女の地位の平等意識 「平等になっている」と思う人の割合	20.3%	35.0%	23.9%	改善
市の各種審議会等における女性の登用率	19.2%	30.0%	22.4%	改善
「健康づくりの推進」への市民の満足度	42.9%	45.0%	39.2%	改善 ※注1
男女がともにあらゆる場面に積極的に参加して いくために必要なこと 「男女の役割分担についての社会通念・慣 習・しきたりを改めること」と思う人の割 合	32.9%	50.0%	32.8%	同水準

※注1

「健康づくりの推進」への市民の満足度につきましては、設問内容が途中で変更されたため、単純比較ができませんが、現在の設問になった、平成20年度と比べると改善傾向といえます。（35.9%⇒39.2%）。

全体として改善の方向にあるとはいえものの、目標年度であった平成23年度での達成は、全項目の3分の1にとどまっています。

男女の平等意識は改善傾向にありますが、全体を通してまだまだ低い数値であり、長く社会の中で醸成されてきた意識を変革するためには、地道な取組みを継続して行うことが重要であり、一人でも多くの人に男女共同参画意識を広めていくために、更なる意識啓発の取組みが必要です。

こうしたことから、本計画では、5つの指標を加え、より多様な視点から計画の進捗状況を点検していきます。

(追加指標)

- ・家庭生活と仕事を同じように両立させることが望ましいと思う人の割合
- ・「男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく」という育て方に賛成の割合
- ・仕事をしている人で、家庭生活と仕事を同じように両立させている割合
- ・「スポーツの振興」への市民の満足度
- ・市の職員（病院局・水道局を除く）の管理職における女性管理職の割合

第4章 計画の基本的な考え方

1 計画の目指すもの

性別にかかわらず一人の人としてそれぞれの個性が尊重される「男女共同参画社会の実現」を目指します。

2 計画の構成

基本理念に基づき、市民とともに目指す姿として4つの基本目標を設定し、基本目標の実現に向けた方向性として10の重点項目を掲げ、29の施策・事業の基本方向として取り組みます。

3 基本理念

男女共同参画社会の実現に向けて、「やさしさ」を地域社会へ還元するとともに、あらゆる分野で個性が尊重され、すべての人々に優しく包まれ、たくましく成長する、心豊かな、輝かしいふるさとづくりを目指す「おっばい都市宣言」のもと、

基本理念を

「愛」「絆」「夢」「命」～一人ひとりの『やさしさ』が
きらめくまちをめざして～

と定めます。

4 基本目標

この計画は、基本理念を踏まえ、次の4つを基本目標として取り組んでいきます。

基本目標Ⅰ ともに学び認めあうために

常にやさしさを持って社会全体で「愛」をはぐくむ

基本目標Ⅱ ともに育て支えあうために

お互いに支えあうため人との「絆」をふかめる

基本目標Ⅲ ともに生き生きと働くために

みんなで輝くために「夢」をかなえる

基本目標Ⅳ ともに健やかに生きるために

世界に一つのかげがえのない「命」をとうとぶ

第5章 計画の内容

1 計画の体系

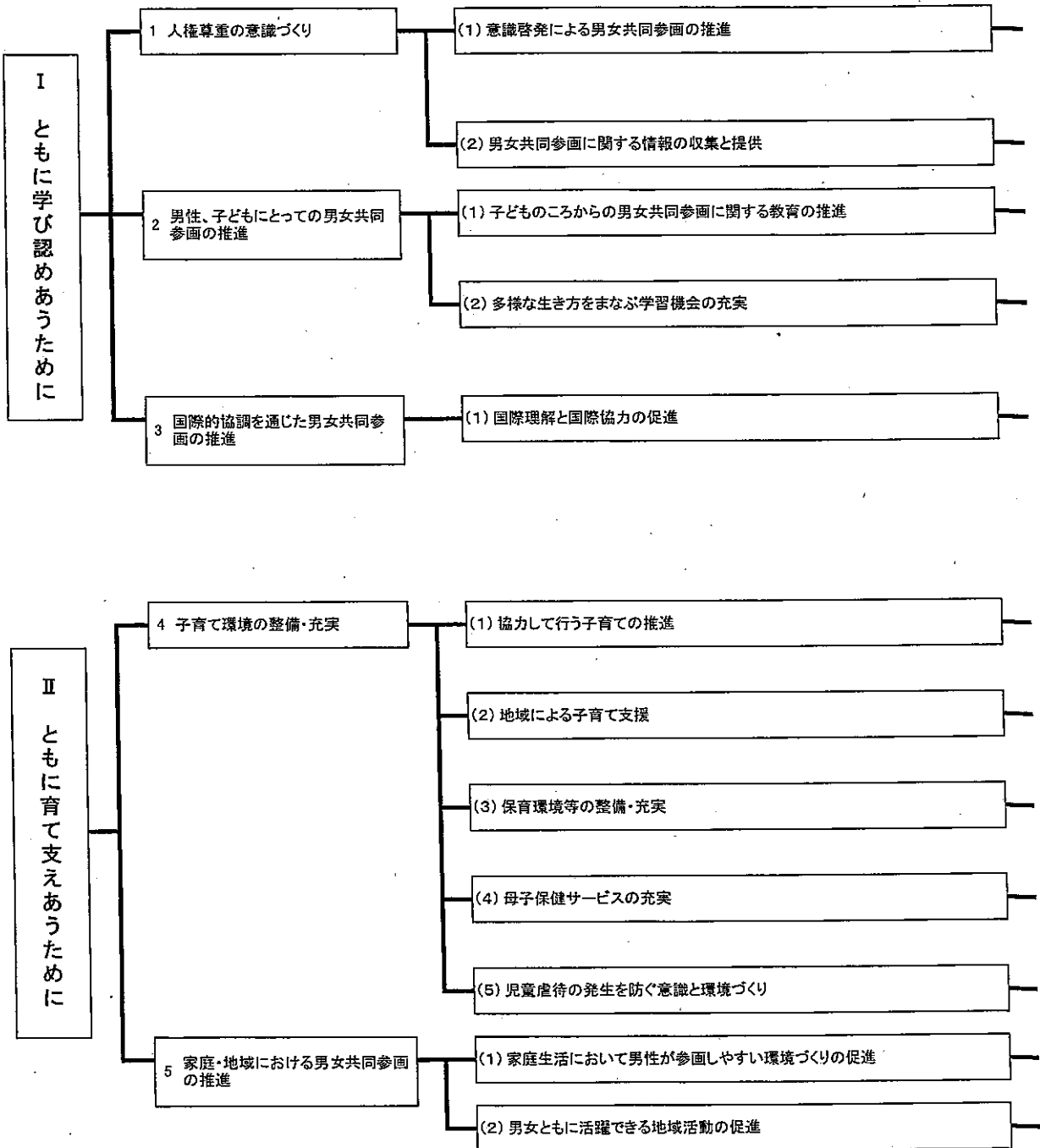
<p>基本目標Ⅰ ともに学び認めあうために</p> <p>固定的な役割分担意識の解消に向け、各種制度や慣行の見直し等、人権尊重の視点に立った男女共同参画の推進を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none">・重点項目1 人権尊重の意識づくり・重点項目2 男性、子どもにとっての男女共同参画の推進・重点項目3 国際的協調を通じた男女共同参画の推進
<p>基本目標Ⅱ ともに育て支えあうために</p> <p>一人ひとりが助け合い、子育てや地域活動ができる男女共同参画社会の実現を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none">・重点項目4 子育て環境の整備・充実・重点項目5 家庭・地域における男女共同参画の推進
<p>基本目標Ⅲ ともに生き生きと働くために</p> <p>男女が個性と能力を十分発揮し、様々な分野における政策・方針決定過程等に参画できる男女共同参画社会の実現を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none">・重点項目6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進・重点項目7 様々な分野における政策・方針決定過程等への女性の参画の拡大
<p>基本目標Ⅳ ともに健やかに生きるために</p> <p>男女の個人としての尊厳を重んじ、健康な生活を営むことができる男女共同参画社会の実現を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none">・重点項目8 ころとからだの健康支援・重点項目9 高齢者・障害者等が生き生きと暮らせる環境の整備・重点項目10 男女間の暴力を許さない仕組みづくり

2 計画の体系図

基本目標

重点項目

施策・事業の基本方向



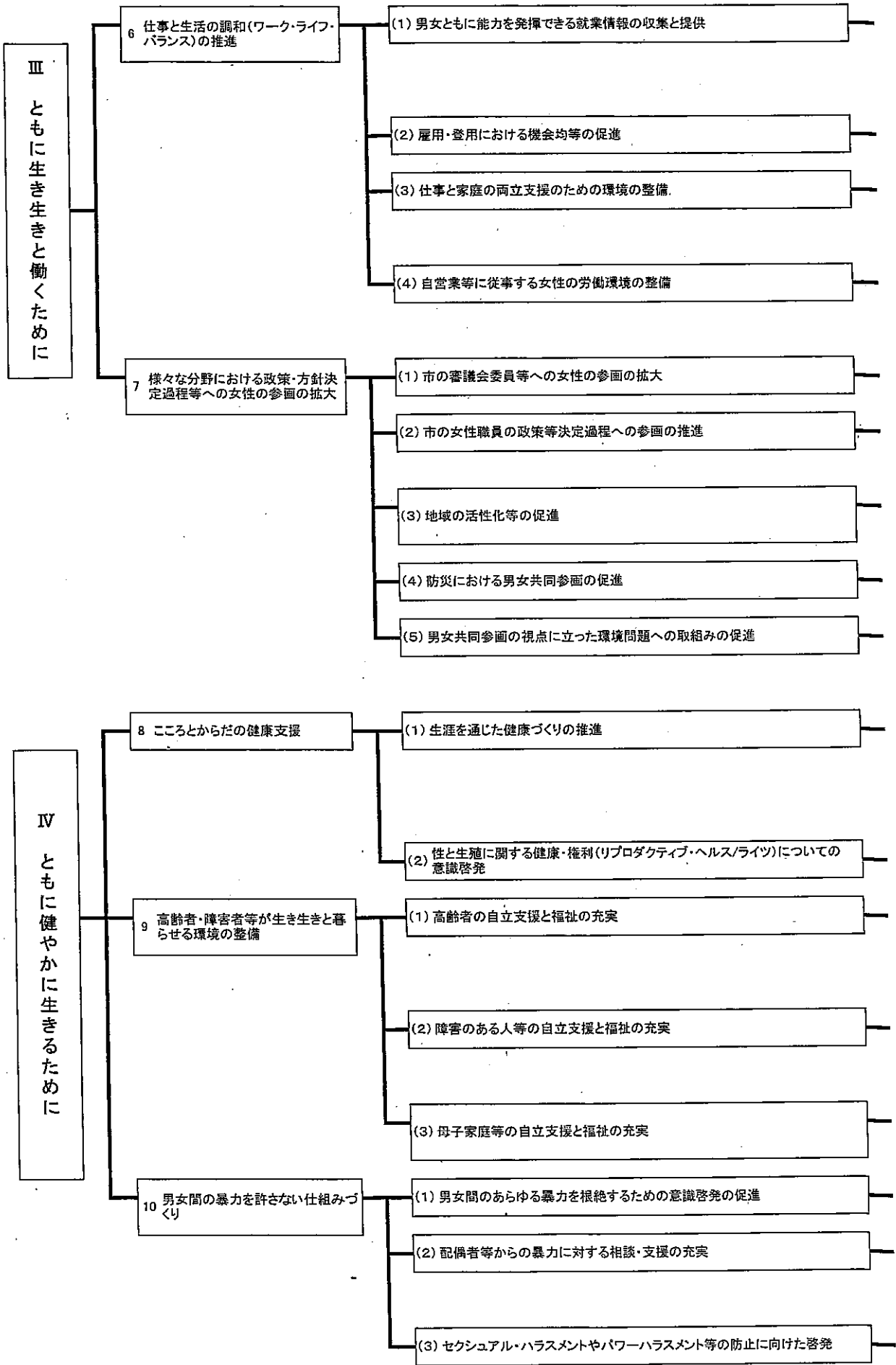
施策・事業の展開例

講演会、講座、セミナー等による意識啓発 「光市人権施策推進指針」の周知・活用 男女共同参画月間・週間、人権週間における重点的な啓発 「光市男女共同参画推進ネットワーク」を活用した効果的な啓発の検討・実施
男女共同参画に関するアンケート実施 「光市男女共同参画推進ネットワーク」と連携した情報収集・提供の実施
学校教育における男女共同参画に関する教育の推進 男女共同参画絵本を活用した読み聞かせ会等の実施 教職員の研修の充実
幅広い内容を取り上げた講座、セミナーの実施 生涯学習センター、公民館を拠点とした生涯学習の場の提供 広報ひかり、公民館報等を活用した学習情報の提供 父親を対象とした研修会、講座の開催
国際的な男女共同参画に関する情報の収集 国際交流事業の促進
子育てにおける父親の役割を認識するための学習機会の充実 企業等に対する育児休業制度の普及・啓発 市の職員に対する育児休業制度の利用促進のための啓発
保育所における地域との交流促進 子育て支援センターの活用 ファミリーサポートセンターの活用
延長保育・乳児保育・一時保育・休日保育等の保育サービスの充実 留守家庭児童教室(サンホーム)の充実 放課後子ども教室の充実
母親学級、両親学級、妊産婦相談等の妊産婦保健の充実 乳幼児健康診査、育児相談等の母子保健の充実 おっぱいまつりの開催等による子育て意識の啓発
児童虐待防止に向けた啓発活動 児童虐待相談体制の充実
家事・育児等能力向上のための学習機会の充実 育児・介護休業制度等の普及・啓発
地域活動への参加促進 ボランティア活動やNPO活動の情報提供 地域活動拠点の整備・充実

基本目標

重点項目

施策・事業の基本方向



施策・事業の展開例

<p>公共職業安定所等と連携した就業情報の収集と提供 各種技術・技能習得機会の情報提供 起業支援のための情報収集と提供 職業能力開発機会の情報収集と提供 女性のエンパワーメント学習支援の充実</p>
<p>男女雇用機会均等法の普及・啓発</p>
<p>介護サービスの充実 延長保育・乳児保育・一時保育・休日保育等の保育サービスの充実(再掲) 留守家庭児童教室(サンホーム)の充実(再掲) 放課後子ども教室の充実(再掲)</p>
<p>女性の労働条件の向上促進と意識の高揚 商工自営業等の従事者の労働条件の改善と環境の整備 家族経営協定の普及・啓発 各種厚生制度の取得しやすい職場環境の醸成</p>
<p>幅広い人材把握と女性委員登用の拡大 委員の公募の促進</p>
<p>職員の意識啓発 女性職員の研修機会の確保・充実 幅広い業務への女性職員の登用</p>
<p>まちづくり等に関する意思決定の場への女性の参画の拡大 男女の地域活動への参加促進のための啓発活動 観光ボランティア、防犯ボランティア等への女性の参画促進</p>
<p>防災に関する政策・方針決定過程への女性参画の拡大 自主防災組織、災害ボランティア等への女性の参画促進</p>
<p>環境に関する政策・方針決定過程への女性参画の拡大 環境保全活動に関する学習機会や交流の場の提供</p>
<p>光市健康増進計画「光すこやか21」の推進 各年代に応じた健康教育、健診体制の充実 心と身体の健康相談の充実 訪問指導の実施 スポーツ・レクリエーション活動の基盤整備 スポーツ・レクリエーション活動の促進</p>
<p>性と生殖に関する健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の概念の普及 母性保護に関する啓発</p>
<p>介護予防・認知症予防対策の推進 権利擁護の視点に立った支援体制の確立 高齢者の住宅整備支援等高齢者の生活環境の整備 生涯現役社会づくりの推進 介護保険事業の円滑・適正な推進</p>
<p>障害者福祉保健サービスの充実 障害者(児)家族サポート事業の推進 障害者の雇用の促進 相談支援体制の充実</p>
<p>母子家庭等へのヘルパー派遣事業の充実 民生委員、児童委員、母子自立支援委員による母子福祉等の相談機能の充実 母子自立支援員等の研修参加促進</p>
<p>人権尊重意識高揚のための教育・啓発の推進</p>
<p>相談窓口の周知、充実及び暴力等に関する情報提供と啓発 関係機関との連携による被害者保護対策の推進 専門研修等による職員の資質の向上 「(仮称)配偶者暴力対策庁内連絡会議」の設置</p>
<p>セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の防止のための関係機関等との連携</p>

3 計画の基本方向

基本目標 I

常にやさしさを持って社会全体で「愛」をはぐくむ

ともに学び認めあうために

目指す方向性

固定的な役割分担意識の解消に向け、各種制度や慣行の見直し等、人権尊重の視点に立った男女共同参画の推進を目指します。

「市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向け、人権施策を総合的に推進するために「光市人権施策推進指針」を策定し、幅広い人権課題への対応が図られています。

そうした中で、性別にかかわらず一人ひとりの人間として、互いの人権や人格が尊重され、性別による固定的役割分担意識にとらわれることなく、様々な分野で個性と能力が十分に発揮できる社会を目指し、誰もが生き生きと暮らせる社会の構築や、人権尊重と男女共同参画への意識づくりを進めるとともに、家庭や学校、地域において、豊かな人間愛を基調とした、男女の平等意識の醸成に努めます。

さらに、男女共同参画社会の形成は、男性にとっても重要であり、子どものころからの教育が非常に重要であることから、男性、子どもへの理解・意識づくりを推進します。

また、日常生活の様々な場面で国際化が進展する中、男女共同参画に関する国際的な取組みに視点をおいた市民の意識啓発や情報発信に努め、市内外在住の外国人が安心して暮らせるよう人権を尊重し、交流と連携を推進します。

重点項目1 人権尊重の意識づくり

これまでの主な取り組み

平成19年10月に「光市人権施策推進審議会」を設置、平成22年度に「光市人権施策推進指針」を策定し、人権尊重の視点に立った行政の推進が求められ、「人権を考えるつどい」や「いどばた人権考座」等、市民を対象とした人権全般に関する講演会・講座の開催や、指導者の養成を行ったほか、人権週間に合わせて巡回・街頭啓発を実施し、人権問題に対する正しい理解を深めました。

「女性のつどい」の支援や、光市男女共同参画推進ネットワークとの共催によりワークショップやポスターコンクールを実施、その成果をパネル展示や、広報紙に特集記事を掲載するなど、広く男女共同参画意識を高めるための啓発活動を行い、男女共同参画意識の醸成を図りました。

また、経年変化を調査するため、男女共同参画に関する市民アンケートを実施しました。

●関連するデータ

○女性に関する人権上の問題点（平成20年度人権に関する市民意識調査）

「職場における採用時や昇進・昇格などの差別待遇」41.1%

「男女の固定的な役割分担意識をおしつけること」40.4%

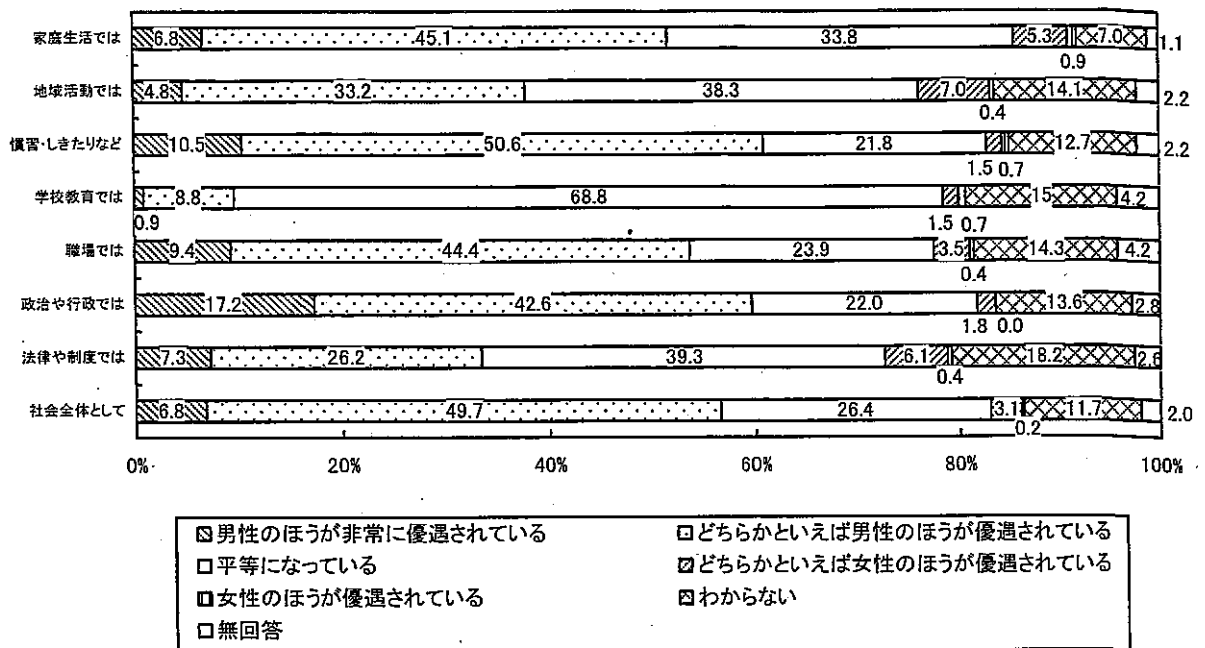
○啓発活動への接触度（平成20年度人権に関する市民意識調査）

「県や市町の広報紙、パンフレット」42.6%（山口県全体39.0%）、

「新聞」30.0%（同28.0%）

○男女の地位の平等意識（平成23年度男女共同参画に関する市民アンケート）

「男性のほうが優遇されている」が「平等」よりも高い割合になっているのは、「家庭」「慣習・しきたり」「職場」「政治・行政」「社会全体」



今後の課題と取組み

男女の社会参画における自由な選択を妨げることをしないよう、男女共同参画の視点による社会制度や慣行の見直しをはじめ、「男は仕事、女は家庭」に代表される固定的役割分担意識の解消に向けた、継続的な意識啓発活動の推進が重要です。

市民一人ひとりが人権尊重・男女共同参画意識を高め、重要性を認識できるよう、あらゆる機会と媒体を活用し、わかりやすく効果的な啓発に努めます。

計画の指標

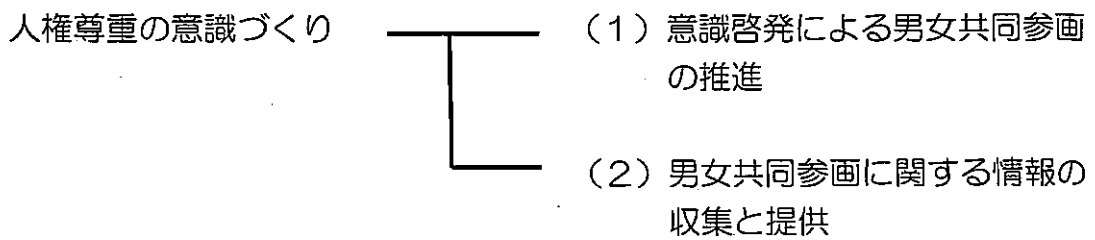
計画の指標	参考値 (平成18年度)	基準値 (平成23年度)	目標値 (平成28年度)
社会全体における男女の地位の平等意識「平等になっている」と思う人の割合	20.5%	26.4%	35.0%
男女の固定的役割分担意識「男は仕事、女は家庭」という考え方を肯定する人の割合	56.9%	48.4%	40.0%

「男女共同参画に関する市民アンケート」

まず一歩☆できることから始めましょう

- 人権感覚を磨き、常に相手の気持ちに心を配りましょう。
- 男女共同参画に関する理解を深めるため、セミナー等に積極的に参加しましょう。
- 日常生活の中の男女の固定的役割分担意識について考え、見つめ直しましょう。

施策・事業の基本方向



(1) 意識啓発による男女共同参画の推進

光市男女共同参画推進ネットワークと連携し、市民一人ひとりが人権尊重・男女共同参画意識を高め、重要性を認識できるよう、あらゆる機会と媒体を活用し、わかりやすく効果的な啓発に努めます。

【施策・事業の展開例】

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	所管課
講演会、講座、セミナー等による意識啓発				→	文化・生涯学習課 人権推進課
「光市人権施策推進指針」の周知・活用				→	人権推進課
男女共同参画月間・週間、人権週間における重点的な啓発				→	人権推進課
「光市男女共同参画推進ネットワーク」を活用した効果的な啓発の検討・実施				→	人権推進課

(2) 男女共同参画に関する情報の収集と提供

男女共同参画に関連する制度や、市内外における男女共同参画に関する取組み等の情報を収集し、広く情報提供を行うとともに、実態把握のための市民意識等の調査を実施します。

【施策・事業の展開例】

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	所管課
男女共同参画に関するアンケート実施		内容検討 →	実施 →		人権推進課
「光市男女共同参画推進ネットワーク」と連携した情報収集・提供の実施					人権推進課

重点項目2 男性、子どもにとっての男女共同参画の推進

これまでの主な取組み

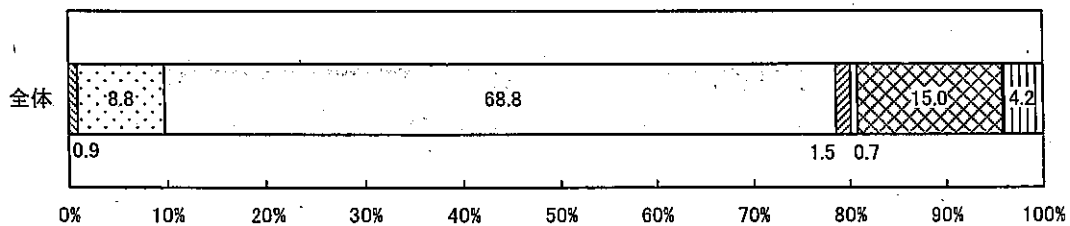
中学生やPTA及び光市人権教育指導者研究会会員が対象の「ハートフルDAY in 光」の開催や、毎年市内小中学校から2校を人権教育の指定校とするなど、互いを尊重し、男女が協力する教育の充実に取り組みました。また、性別にとらわれない個性や能力に応じた適切な進路を選択できるよう「進路のしおり（夢と希望の実現に向けて）」を作成し、中学校3年生全員に配布しました。

子育てについて考える父親対象の研修会や、「ひかり高年者生きがいセミナー」等各種講座において、男女共同参画の視点を盛り込んだ内容の講座を実施し、意識の醸成を図りました。

その他、図書館に「男女共同参画絵本コーナー」を開設し、市民が男女共同参画を身近に感じられるよう、絵本の貸し出しを行いました。

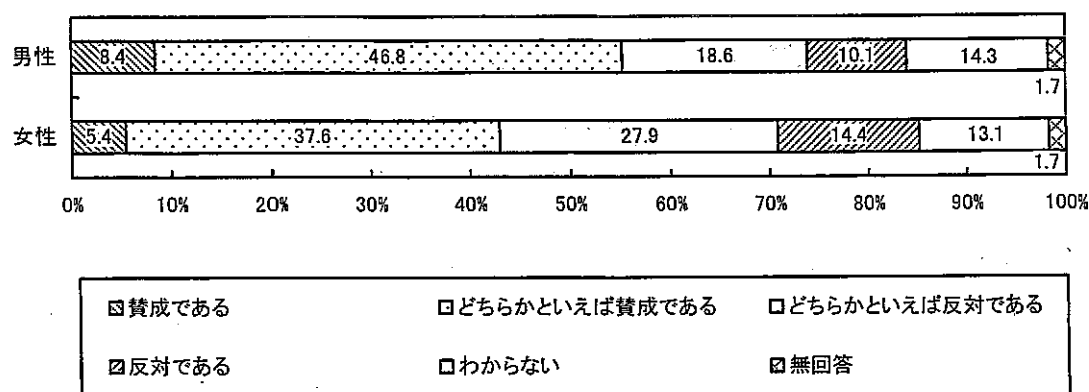
●関連するデータ

- 学校教育における男女の地位の平等感（平成23年度男女共同参画に関する市民アンケート）



<input checked="" type="checkbox"/> 男性のほうが非常に優遇されている	<input type="checkbox"/> どちらかといえば男性のほうが優遇されている
<input type="checkbox"/> 平等になっている	<input checked="" type="checkbox"/> どちらかといえば女性のほうが優遇されている
<input type="checkbox"/> 女性のほうが優遇されている	<input type="checkbox"/> わからない
<input type="checkbox"/> 無回答	

○「男は仕事、女は家庭」という考え方について（平成23年度男女共同参画に関する市民アンケート）



今後の課題と取組み

家庭や学校、地域において、あらゆる教育の機会を通じ、無意識のうちの男女平等感覚の意識付けや、正しい知識や認識を持つことが大切です。また、女性に比べ性別による固定的役割分担意識が強く残る男性に対し、意識の醸成となる効果的な学びの場も必要とされます。

子どものころから自然に男女共同参画意識を持てる環境づくりや、生涯学習の場における男女共同参画に関する学習機会の提供と内容の充実を図ります。

計画の指標

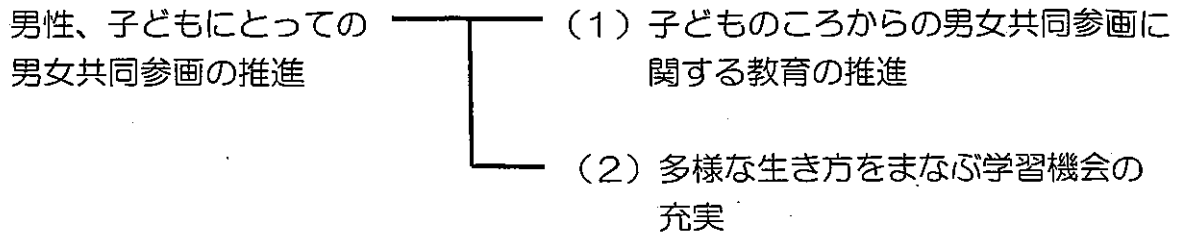
計画の指標	参考値 (平成18年度)	基準値 (平成23年度)	目標値 (平成28年度)
慣習・しきたりなどでの男女の地位の平等意識 「平等になっている」と思う人の割合	15.7%	21.8%	30.0%
「男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく」という育て方に賛成の割合	78.8%	76.4%	65.0%

「男女共同参画に関する市民アンケート」

まず一歩☆できることから始めましょう

- 男女共同参画に関する教育に関心を持ち、次世代を担う子どもたちに正しい理解を広めましょう。
- あらゆる学ぶ機会を見つけ、多様な考え方・生き方を認める柔軟性を育てましょう。

施策・事業の基本方向



(1) 子どものころからの男女共同参画に関する教育の推進

家庭や学校、地域において、あらゆる教育の機会を通じ、幼児期から一貫した男女共同参画に関する教育の意識を高め、子どものころから自然に男女共同参画意識を持てる環境づくりを進めます。

【施策・事業の展開例】



	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	所管課
学校教育における男女共同参画に関する教育の推進				→	学校教育課 人権教育課
男女共同参画絵本を活用した読み聞かせ会等の実施				→	図書館
教職員の研修の充実				→	学校教育課 人権教育課

(2) 多様な生き方をまなぶ学習機会の充実

社会通念や慣習における性別による差別的な取り扱いを改めるため、生涯学習の場における男女共同参画に関する学習機会の提供と内容の充実を図ります。

【施策・事業の展開例】

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	所管課
幅広い内容を取り上げた講座、セミナーの実施				→	文化・生涯学習課
生涯学習センター、公民館を拠点とした生涯学習の場の提供				→	文化・生涯学習課

広報ひかり、公民館報等を活用した学習情報の提供					 広報情報課 関係各課
父親を対象とした研修会、講座の開催					 子ども家庭課

重点項目3 国際的協調を通じた男女共同参画の推進

これまでの主な取組み

男女共同参画に関する国際的動向について情報収集に努め、異なる文化の理解や認識を深め、人種、性別、言語等の違いを超えた「相互理解」の大切さを学ぶことを目的として、「国際交流のつどい」を実施しました。

また、「国際理解・国際協力等のための作文コンクール」を実施し、市民意識の醸成や国際理解の促進に努めました。

●関連する指標・データ

○光市の外国人登録人口（平成23年4月30日現在）

総人口	54,244人	22,960世帯
外国人	329人	216世帯

今後の課題と取組み

市内在住の外国人が少なく交流する機会が限られるため、積極的な交流の場づくりや、世界における取組みの歴史を広く周知することで、男女共同参画の重要性・必要性を訴えることが必要です。

市民の国際交流に対する関心を高め、身近な外国人との交流を通じて、異なる文化や価値観・生活習慣に対する相互理解を深めることにより、「当たり前」を見つめ直すきっかけづくりを進めます。

計画の指標

計画の指標	参考値 (平成18年度)	基準値 (平成23年度)	目標値 (平成28年度)
「国際交流の推進」の満足度	5.5%	9.0%	20.0%

「まちづくり市民アンケート」

まず一歩☆できることから始めましょう

- 身近な外国人との交流を深めましょう。
- 異なる文化や価値観・生活習慣に関心を持ち、自分の生活を見つめ直しましょう。

施策・事業の基本方向

国際的協調を通じた男女共同参画の推進 (1) 国際理解と国際協力の促進

(1) 国際理解と国際協力の促進

男女共同参画社会の形成の促進は、国際社会における取組みと密接な関係を有していることから、国際社会の動向等についての情報収集を進めるとともに、国際理解を進めるための情報提供に努めます。

さらに、市民の国際交流に対する関心を高め、身近な外国人との交流を通じて、異なる文化や価値観・生活習慣に対する相互理解を深めることにより、男女間の「当たり前」について考えるきっかけづくりを進めます。

【施策・事業の展開例】

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	所管課
国際的な男女共同参画に関する情報の収集				▶	人権推進課
国際交流事業の促進				▶	企画調整課

基本目標Ⅱ

お互いに支えあうため人との「絆」をふかめる

ともに育て支えあうために

目指す方向性

一人ひとりが助け合い、子育てや地域活動ができる男女共同参画社会の実現を目指します。

少子高齢化の進行による家族形態や、地域社会の変化等の社会環境が多様化していく中で、「子育て」や「地域活動」において男女が互いに分担しつつ、支えあうことが、男女共同参画社会の実現に不可欠です。

本市は、「おっばい都市宣言」のまちとして、母と子の温もりを育み、家庭の絆を大切にするとともに、地域社会における人々の信頼感や絆を強める心豊かなまちづくりを目指しています。

女性の職業の有無に関わりなく、家事や育児等については、従来の“女性は家庭”という固定的役割分担意識が以前に比べ解消されていますが、女性が家庭と仕事との両立や、地域活動を行っていく上で、男性の家事や育児等の活動時間を確保するための各種制度の取得に向けた普及・啓発を促進していくことが必要です。

このため、「家庭」は、男女がそれぞれの役割や特性を活かしながら、家事・育児・介護等、ともに支え協力し合う意識の浸透を図るとともに、そのための環境整備が必要です。

一方、「地域」においては、女性の地域活動への参画や指導的な立場への登用等、慣行的な性別による役割分担を是正し、男女がともに地域活動に積極的に参加できるよう促進していきます。

その他、児童虐待防止に向けた意識啓発や、関係機関等との連携をより強化し、早期発見及び未然防止等の支援体制を充実し、子どもたちが地域社会の中で健やかに育つ環境づくりに努めることにより、地域の絆を大切にしていきます。

重点項目4 子育て環境の整備・充実

これまでの主な取組み

父と子のふれあう機会を増やすため、父親参加型イベント「パパ出番ですよ！」を実施し、父親の子育てを支援するための「パパの子育てノート（父子手帳）」を配布し男性への育児参加の推進を図りました。

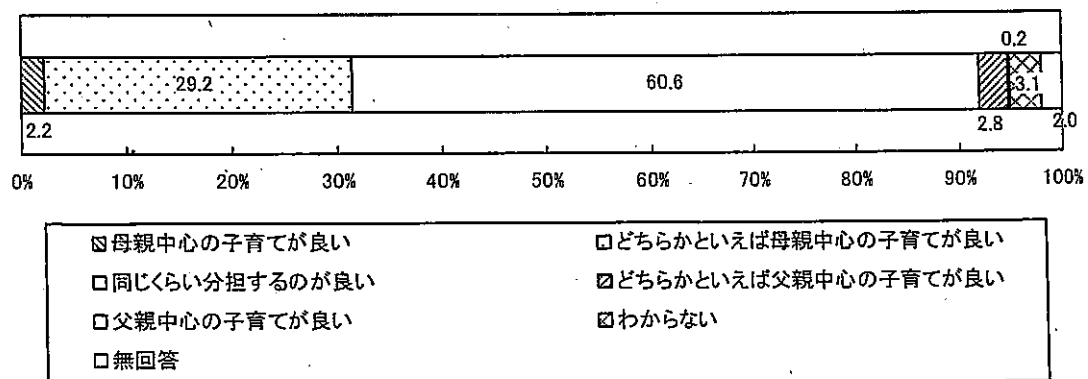
地域で子育てを助け合う相互援助活動として、子育て支援センターやファミリーサポートセンターの充実を図り、さらに、子育ての輪を広げるため、世代を超えた交流を目的とした「おっばいまつり」を実施しました。

共働き家庭の増加等により、放課後等の子どもの居場所づくりとして留守家庭児童教室（サンホーム）の施設整備や、保育園、幼稚園において、同時入所の場合の第2子以降の保育料の無料化など子育て環境の整備を行いました。

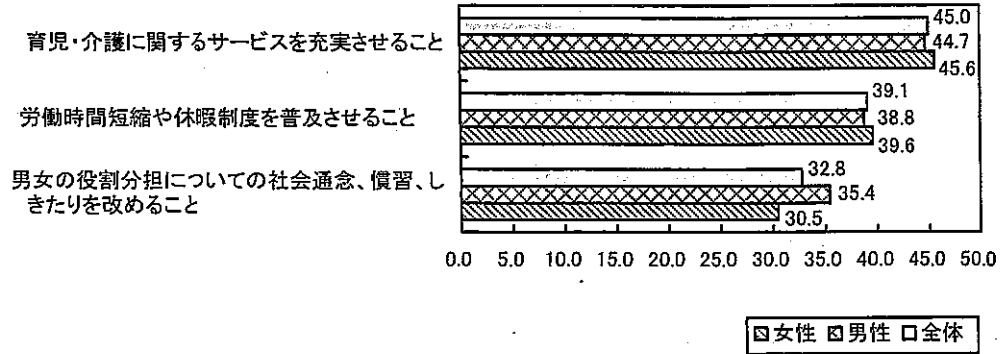
また、児童虐待に関して適正な支援を行い関係機関との連携を図るため、光市要保護児童対策地域協議会の代表者会議に加え、実務者会議を開催し、組織の充実を図りました。

●関連するデータ

○子育てにおける父親と母親の役割分担について（平成23年度男女共同参画に関する市民アンケート）



○男女がともにあらゆる場面に積極的に参加するために必要なこと
 ～上位3項目～（平成23年度男女共同参画に関する市民アンケート）



今後の課題と取組み

男性の育児参加等、子育てにおける環境整備や意識啓発に努めるとともに、児童虐待の未然防止や再発の防止に向けた取組みが必要です。

子育てにおける父親の役割認識等、多様なライフスタイルに対応できる子育て支援対策の充実を図り、各種保育制度の充実により共働き世帯をサポートします。

計画の指標

計画の指標	参考値 (平成18年度)	基準値 (平成23年度)	目標値 (平成28年度)
「子育て支援対策の充実」の市民満足度	18.0%	36.0%	40.0%
家庭生活と仕事を同じように両立させることが望ましいと思う人の割合	32.7%	39.6%	50.0%

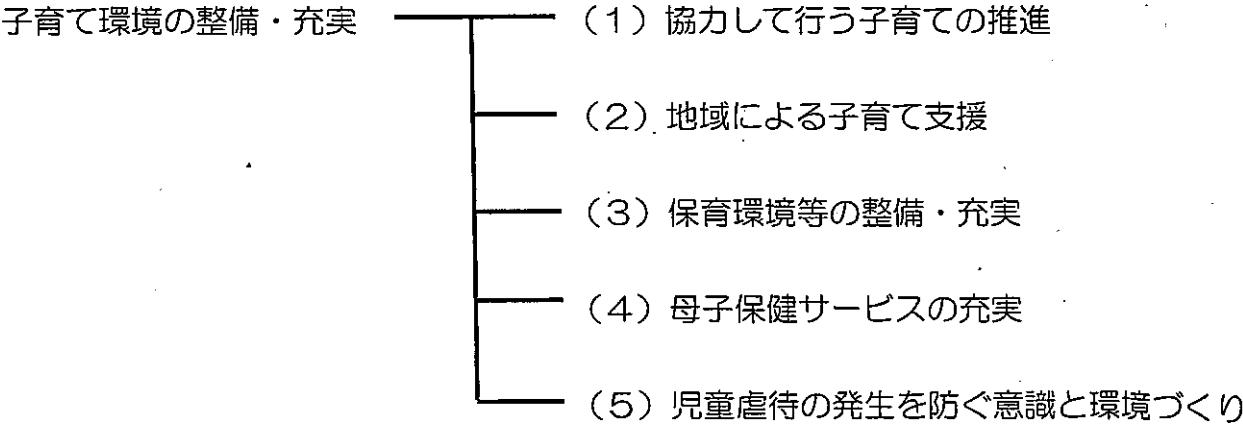
「まちづくり市民アンケート」

「男女共同参画に関する市民アンケート」

まず一歩☆できることから始めましょう

- 助け合いながら子育てをすることで、苦勞や喜びを共有しましょう。
- おじいちゃん・おばあちゃんも協力し、子育て家庭を応援しましょう。
- 社会の宝である子どもたちを、社会全体で見守りましょう。

施策・事業の基本方向



(1) 協力して行う子育ての推進

子育てにおける父親の役割認識等、多様なライフスタイルに対応できる子育て支援対策の充実を図ります。

【施策・事業の展開例】

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	所管課
子育てにおける父親の役割を認識するための学習機会の充実				▶	子ども家庭課 文化・生涯学習課
企業等に対する育児休業制度の普及・啓発				▶	商工観光課
市の職員に対する育児休業制度の利用促進のための啓発				▶	総務課

(2) 地域による子育て支援

地域での子育て支援や相談機能の充実を図り、安心して子育てができ、子どもたちが健やかに成長するよう、地域全体で支援する環境づくりを推進します。

【施策・事業の展開例】

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	所管課
保育所における地域との交流促進				→	子ども家庭課
子育て支援センターの活用				→	子ども家庭課
ファミリーサポートセンターの活用				→	子ども家庭課

(3) 保育環境等の整備・充実

共働きや就労形態の多様化等による子育てや家庭の保育ニーズに対応するため、延長保育・乳児保育・一時保育・休日保育等の保育サービスの充実に努めます。

【施策・事業の展開例】

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	所管課
延長保育・乳児保育・一時保育・休日保育等の保育サービスの充実				→	子ども家庭課
留守家庭児童教室（サンホーム）の充実				→	文化・生涯学習課
放課後子ども教室の充実				→	文化・生涯学習課

(4) 母子保健サービスの充実

妊娠中から育児期における母子の健康保持や、出産や育児を取り巻く社会環境の変化に対応するため、妊娠から出産・育児に至る一貫した母子保健対策の充実に努めます。

【施策・事業の展開例】

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	所管課
母親学級、両親学級、妊産婦相談等の妊産婦保健の充実				→	健康増進課
乳幼児健康診査、育児相談等の母子保健の充実				→	健康増進課

おっぴまつりの開催等による子育て意識の啓発					健康増進課
	→				

(5) 児童虐待の発生を防ぐ意識と環境づくり

児童虐待に向けた意識啓発を図るとともに、「光市要保護児童対策地域協議会」を中心に、地域や関係機関との連携を強化し、虐待等の未然防止及び早期発見、支援体制の充実に努めます。

【施策・事業の展開例】

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	所管課
児童虐待防止に向けた啓発活動					子ども家庭課
	→				
児童虐待相談体制の充実					子ども家庭課
	→				

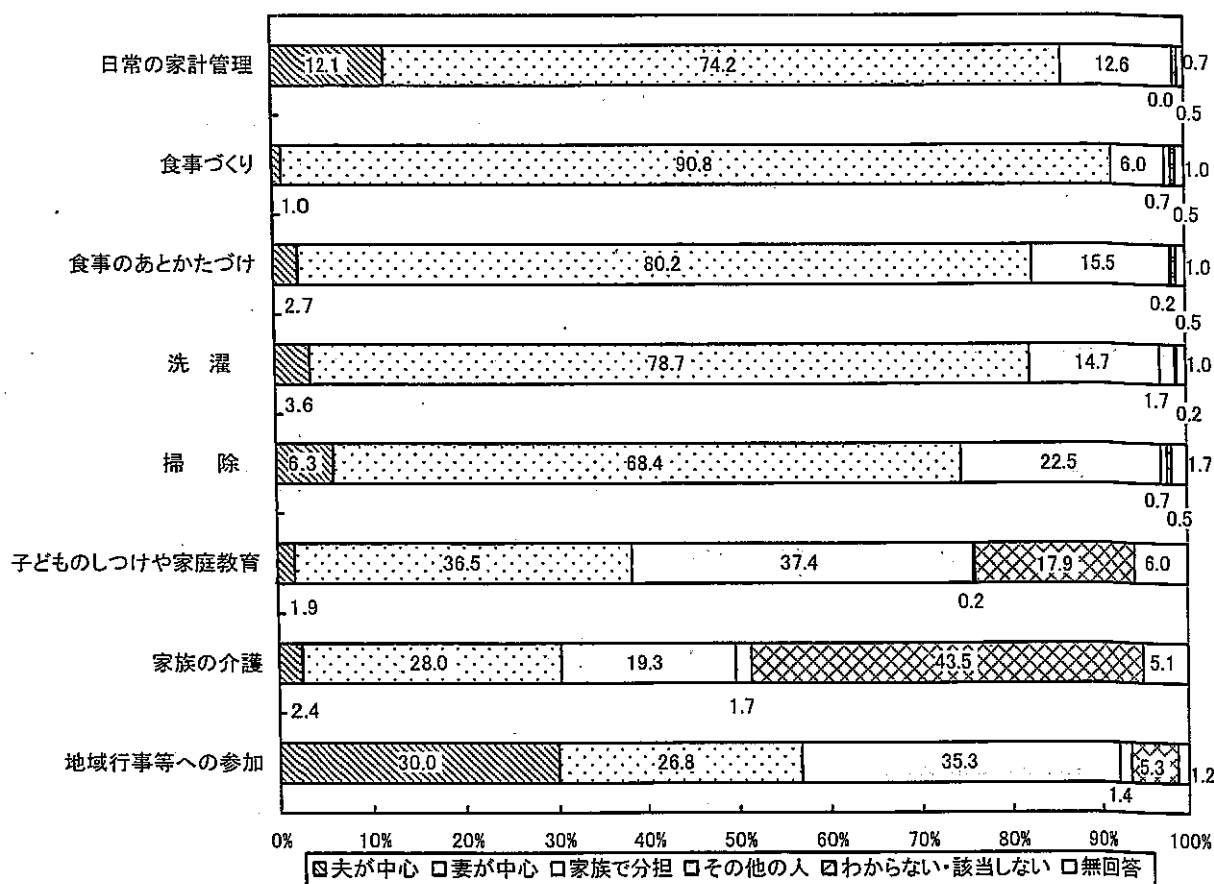
重点項目5 家庭・地域における男女共同参画の推進

これまでの主な取組み

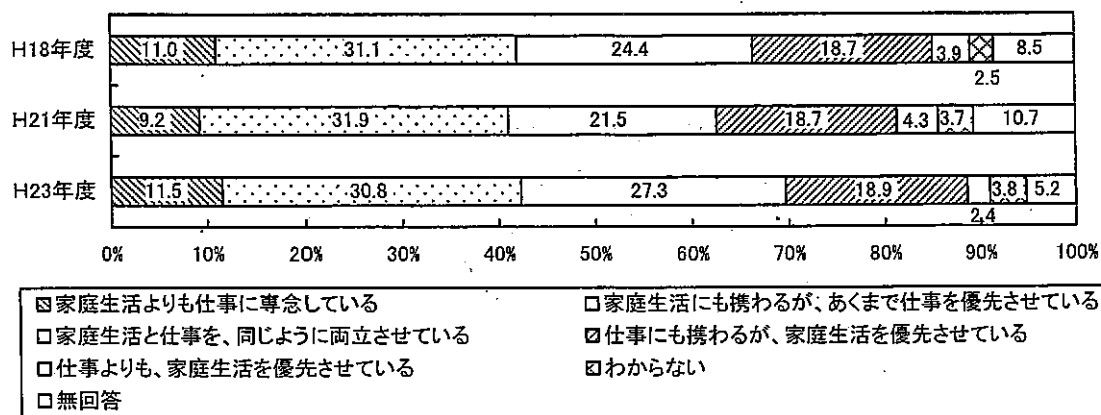
思春期講演会や子育て講座の開催をはじめ、山口県立大学の公開講座を光市で引き受け、各地区公民館においては親子料理教室や男性料理教室を実施し、家事・育児力向上を図りました。また、地域づくり支援センターにおいて、地域活動に関する相談受付や情報提供、活動場所の提供を行うなど、男女がともに参加しやすい環境づくりに努めました。

●関連するデータ

○家庭の仕事の分担について(平成23年度男女共同参画に関する市民アンケート)



○仕事と家庭生活どちらを優先しているか（男女共同参画に関する市民アンケート）



今後の課題と取組み

地域の活性化を図るため、地域活動における固定的な性別役割分担の見直しや、家庭における男性の家事、育児等への協力体制が必要です。

ボランティア活動等地域活動において、男性も女性も積極的に関わられるよう自主的活動を促進し、家事、育児等の能力向上のための学習機会の充実を図ります。

計画の指標

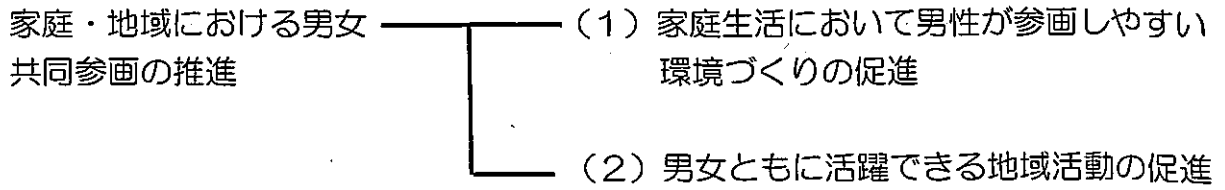
計画の指標	参考値 (平成18年度)	基準値 (平成23年度)	目標値 (平成28年度)
家庭生活における男女の地位の平等意識 「平等になっている」と思う人の割合	27.9%	33.8%	40.0%
地域活動における男女の地位の平等意識 「平等になっている」と思う人の割合	29.2%	38.3%	50.0%

「男女共同参画に関する市民アンケート」

まず一歩☆できることから始めましょう

- 家族間で対話を心がけ、ねぎらいや感謝の気持ちを伝えましょう。
- 男女共同参画に関する理解を深めるため、セミナー等に積極的に参加しましょう。
- 日常生活の中の男女の固定的役割分担意識について考え、見つめ直しましょう。

施策・事業の基本方向



(1) 家庭生活において男性が参画しやすい環境づくりの促進

家事、育児等の能力向上のための学習機会の充実を図るとともに、育児・介護休業制度の普及・啓発に努めます。

【施策・事業の展開例】

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	所管課
家事・育児等能力向上のための学習機会の充実				→	健康増進課
					文化・生涯学習課
育児・介護休業制度等の普及・啓発				→	商工観光課
					総務課

(2) 男女ともに活躍できる地域活動の促進

ボランティア活動等地域活動において、男性も女性も積極的に関わられるように自主的活動を促進します。

【施策・事業の展開例】

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	所管課
地域活動への参加促進				→	地域づくり推進課
ボランティア活動や NPO 活動の情報提供				→	地域づくり推進課
地域活動拠点の整備・充実				→	地域づくり推進課

基本目標Ⅲ

みんなで輝くために「夢」をかなえる

ともに生き生きと働くために

目指す方向性

男女が個性と能力を十分発揮し、様々な分野における政策・方針決定過程等に参画できる男女共同参画社会の実現を目指します。

国においては、仕事と家庭の両立に向けた支援として、「育児・介護休業法」「パートタイム労働法」の改正等により、家庭と仕事の両立を支援する仕組みづくりを推進しています。

働く女性の増加や女性の就業構造の変化に伴い、女性が、働き続けるための制度面の整備は進んでいますが、現実には、働く場における仕事の内容等に男女間格差の解消が大きな課題とされ、女性が自らの意欲により活躍できるよう、女性の人材育成と管理・指導的立場への登用を積極的に進めていく必要があります。ただし、出産・育児等を機に仕事の中断を余儀なくされるケースも想定されます。

このため、働く場における実質的な男女間格差の是正に向けて、事業者、労働者ともに雇用上の権利や義務等を十分理解していく必要があります。また、働きやすい職場であり続けるためにも、男女が性別に関わりなく対等なパートナーであるという意識づくりが必要です。

また、男女がともに活躍できる分野は広がりを見せていますが、まだ十分であるとは言えません。特に、政策・方針決定の場においては男性が多数を占めており、女性の視点や考え方が十分に反映されていないのが現状です。

地域や地域に住む人々の課題解決に向けての男女共同参画の重要性が十分認識されておらず、地域活動への参画には性別や世代の偏りがある中で、男女が性別に関係なく、一人の人間として、それぞれの価値観やライフスタイルに応じ、多様で柔軟に、生き生きと生活していくことにより、将来に夢を抱き続けられる活力のあるまちづくりに努めます。

重点項目6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

これまでの主な取組み

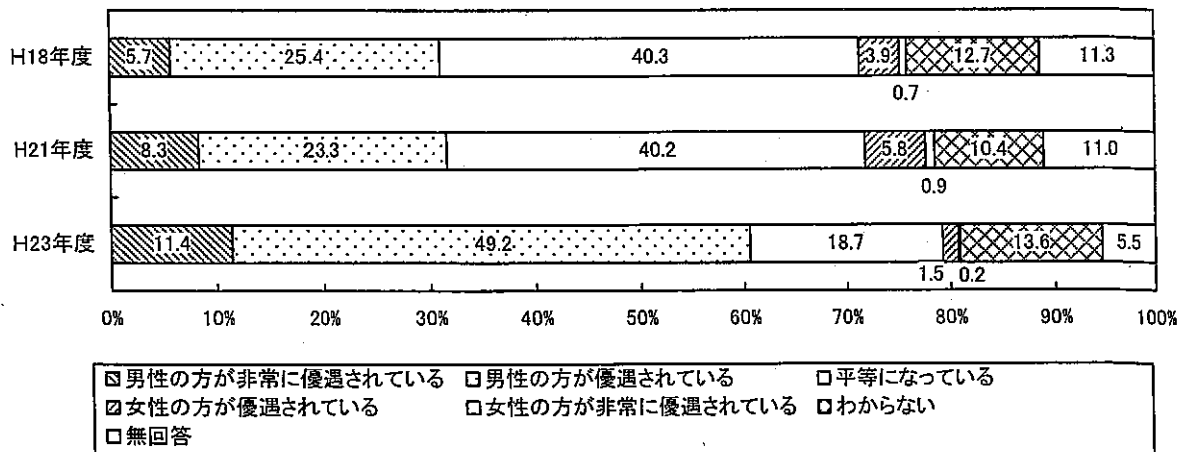
女性の労働条件の向上促進と意欲の高揚の取組みの中で、子育てに優しい企業として、市内の事業所が山口労働局から認定を受けました。また、市内で活動している15の団体で構成する光市女性団体連絡協議会に対し、様々な知識を身につける機会を提供し、女性のエンパワーメントを支援しました。

認知症高齢者等地域見守りネットワークにより、見守りが必要な高齢者をサポートすることで仕事と家庭（介護）の両立を支援しました。

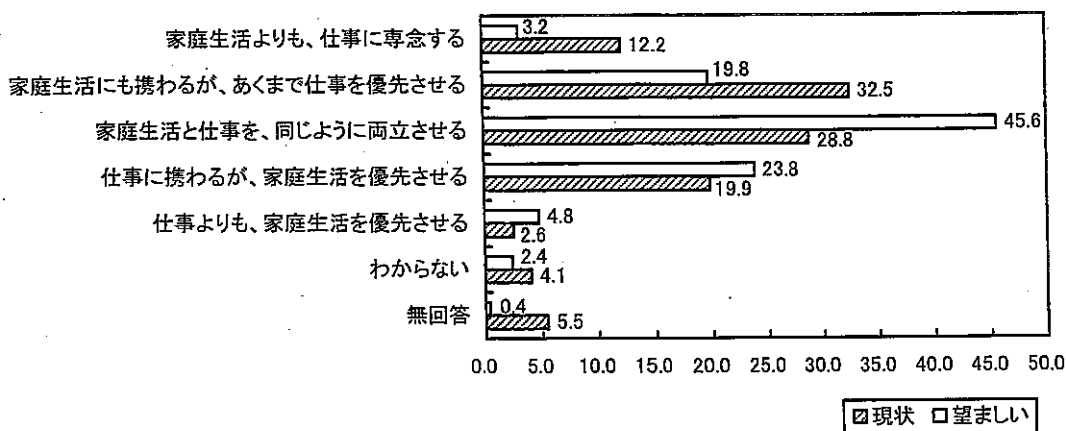
その他、公共職業安定所等との連携による就業情報の収集と提供をはじめ、商工会議所や商工会へ各種技術・技能習得機会の情報提供を行い、労働環境の整備を推進し、子育て支援体制の充実を図りました。

●関連する指標

○仕事における募集や採用について（男女共同参画に関する市民アンケート）



○勤労者の理想と現実 (平成23年度男女共同参画に関する市民アンケート)



今後の課題と取組み

雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保等安心して働き生活できる環境づくりや、仕事と子育て・介護等の家庭生活の調和を図っていく必要があります。

職場における両立支援への理解を求め、育児休業制度取得に向けた職場環境の整備や、積極的改善措置（ポジティブアクション）の導入の啓発や情報提供に努めます。

計画の指標

計画の指標	参考値 (平成18年度)	基準値 (平成23年度)	目標値 (平成28年度)
職場における男女の地位の平等意識 「平等になっている」と思う人の割合	20.3%	23.9%	35.0%
仕事をしている人で、家庭生活と仕事を同じように両立させている割合	34.6% (理想)	45.6% (理想)	現実を理想に近づける
	24.4% (現実)	28.8% (現実)	

「男女共同参画に関する市民アンケート」

まず一歩☆できることから始めましょう

- 生き生きと働き、活力のある社会を目指しましょう。
- 仕事と家庭のバランスが取れた生活を送りましょう。
- お互いが協力しましょう。

施策・事業の基本方向

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- (1) 男女ともに能力を発揮できる就業情報の収集と提供
- (2) 雇用・登用における機会均等の促進
- (3) 仕事と家庭の両立支援のための環境の整備
- (4) 自営業等に従事する女性の労働環境の整備

(1) 男女ともに能力を発揮できる就業情報の収集と提供

職場における仕事と生活の両立支援への理解を求め、就業情報の収集や提供の促進に努めます。

【施策・事業の展開例】

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	所管課
公共職業安定所等と連携した就業情報の収集と提供	→				商工観光課
各種技術・技能習得機会の情報提供	→				商工観光課
起業支援のための情報収集と提供	→				商工観光課 農業耕地課
職業能力開発機会の情報収集と提供	→				商工観光課
女性のエンパワーメント学習支援の充実	→				文化・生涯学習課

(2) 雇用・登用における機会均等の促進

職場等における男女の格差を改善するため、積極的改善措置（ポジティブアクション）の導入の啓発や情報提供に努めます。

【施策・事業の展開例】

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	所管課
男女雇用機会均等法の普及・啓発	→				商工観光課

(3) 仕事と家庭の両立支援のための環境の整備

保育サービス、介護サービス等、家事、育児、介護等を男女がともに担う環境づくり、子育て支援体制の充実に努めます。

【施策・事業の展開例】

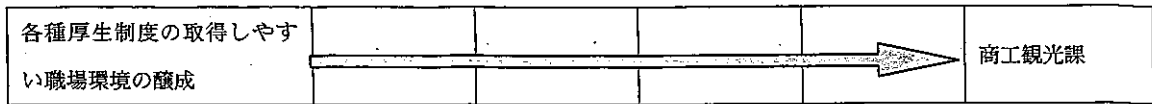
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	所管課
介護サービスの充実	→				高齢者支援課
延長保育・乳児保育・一時保育・休日保育等の保育サービスの充実（再掲）	→				子ども家庭課
留守家庭児童教室（サンホーム）の充実（再掲）	→				文化・生涯学習課
放課後子ども教室の充実（再掲）	→				文化・生涯学習課

(4) 自営業等に従事する女性の労働環境の整備

パートタイマーや家内労働者、農林水産業・商工業・サービス業等の自営業等に従事する女性の労働条件や健康管理、教育・訓練など労働環境の整備に努めます。

【施策・事業の展開例】

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	所管課
女性の労働条件の向上促進と意識の高揚	→				商工観光課
商工自営業等の従事者の労働条件の改善と環境の整備	→				商工観光課
家族経営協定の普及・啓発	→				農業耕地課



重点項目7 様々な分野における政策・方針決定過程等への女性の参画の拡大

これまでの主な取組み

市の審議会委員等及び公募委員については積極的に女性委員の登用の呼び掛けを行いました。市役所においては、女性初の部長級職員を登用し、多様な人材の能力の活用、多様な視点の導入、さらには、新たな発想を取り入れることが可能となるように女性の参画を推進しました。

また、地域における諸課題等の解決のための施策や活動の中で、男女共同参画の重要性が十分意識されていない状況や、地域活動への参画には性別・世代の偏りがあるなど、地域力を高め、持続可能な社会を築くためには、地域における男女共同参画が不可欠です。

そうした中で、公民館の運営を地域主体で取り組む自主運営方式へ移行し、女性主事の配置や、「光市環境審議会」の委員14名中、女性委員2名を登用しました。

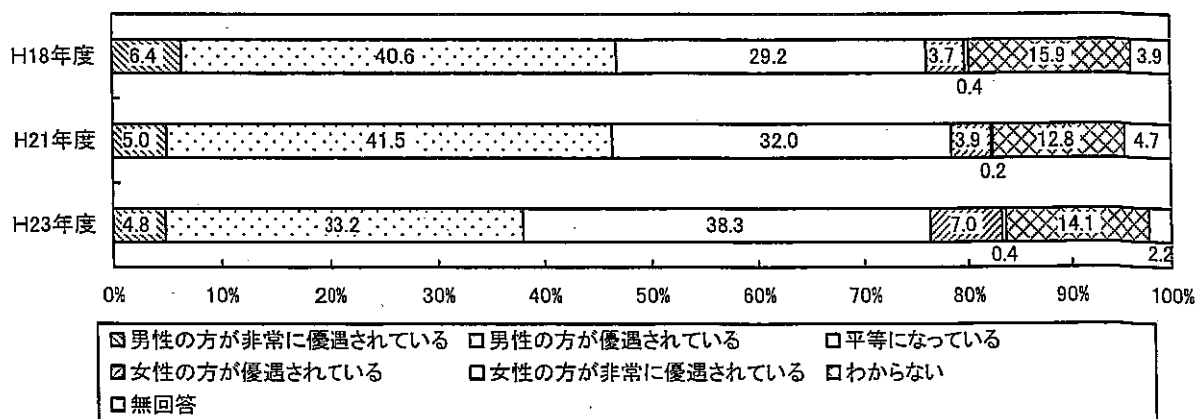
さらには、これまで女性の参画がなかった「光市防災会議」に女性を1名登用しました。

●関連するデータ

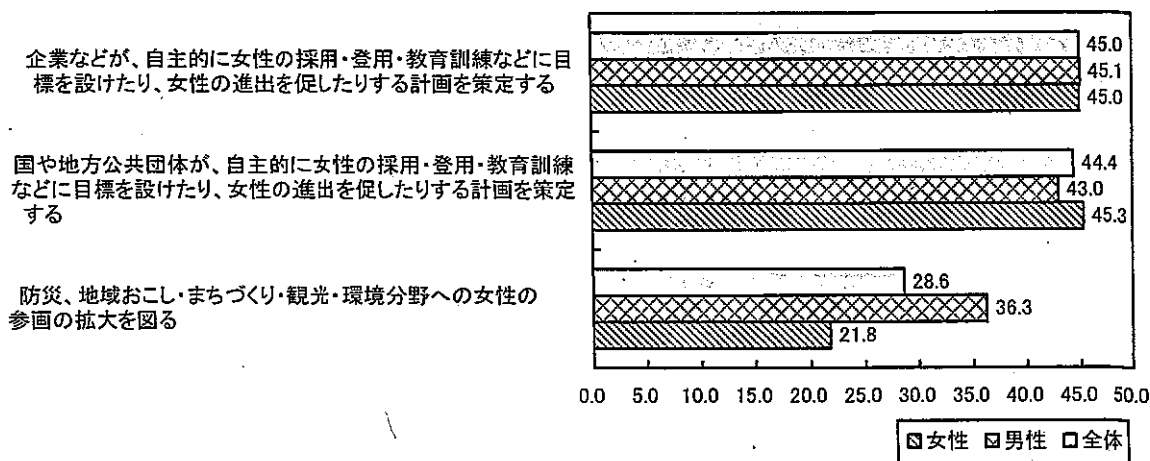
○市の審議会等に占める女性の割合 (平成23年度)

審議会等数	うち女性委員のいる審議会等数	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性の割合(%)
24	21	335	75	22.4

○地域活動における男女の平等意識 (男女共同参画に関する市民アンケート)



○女性があまり進出していない分野に進出するために必要な措置
～上位3項目～ (平成23年度男女共同参画に関する市民アンケート)



今後の課題と取組み

市の女性職員の役職等への登用や職域拡大等、行政が率先して政策・方針決定過程への女性の参画に取り組むことが必要です。

幅広い業務及び管理・監督職への女性登用に努め、女性の登用に向けた人材に関する情報収集や、NPO、各種団体等における女性リーダーの発掘や養成に努めます。

また、男女共同参画における新たな視点として、防災や環境問題等への取組みについて捉えていく必要があり、持続可能な社会を築くためには地域力を高め、行政だけでなく、一人ひとりが加わり「新しい公共」を創造し、地域をはじめ、それぞれの分野における男女共同参画を推進していきます。

計画の指標

計画の指標	参考値 (平成18年度)	基準値 (平成23年度)	目標値 (平成28年度)
市の各種審議会等における女性の登用率	19.2%	22.4%	40.0%
市の職員(病院局・水道局を除く)の管理職における女性管理職の割合	4.5%	7.5%	増加させる

まず一歩☆できることから始めましょう

- 市政に関心を持ちましょう。
- 委員の公募等に積極的に応募しましょう。
- 男女がともに特性を活かし、あらゆる分野に積極的に参画しましょう。
- 地域行事等に積極的に参加しましょう。

施策・事業の基本方向

様々な分野における政策・方針決定過程等への女性の参画の拡大

- (1) 市の審議会委員等への女性の参画の拡大
- (2) 市の女性職員の政策等決定過程への参画の推進
- (3) 地域の活性化等の促進
- (4) 防災における男女共同参画の促進
- (5) 男女共同参画の視点に立った環境問題への取組みの促進

(1) 市の審議会委員等への女性の参画の拡大

女性の登用に向けた人材に関する情報収集や、NPO、各種団体等における女性リーダーの発掘や養成に努めます。

【施策・事業の展開例】

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	所管課
幅広い人材把握と女性委員登用の拡大					人権推進課
	→				総務課 関係各課
委員の公募の促進					
	→				関係各課

(2) 市の女性職員の政策等決定過程への参画の推進

幅広い業務及び管理・監督職への女性登用に努めます。

【施策・事業の展開例】

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	所管課
職員の意識啓発				→	総務課
女性職員の研修機会の確保・充実				→	総務課
幅広い業務への女性職員の登用				→	総務課

(3) 地域の活性化等の促進

地域の文化・産業等を新たな視点で、まちづくりを進めるため、地域における方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、まちづくりや地域社会の活性化等のための計画策定や活動等の促進に努めます。

【施策・事業の展開例】

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	所管課
まちづくり等に関する意思決定の場への女性の参画の拡大				→	関係各課
男女の地域活動への参加促進のための啓発活動				→	関係各課
観光ボランティア、防犯ボランティア等への女性の参画促進	周知・検討			→	商工観光課 関係各課

(4) 防災における男女共同参画の促進

防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、避難場所や災害ボランティア活動等の場において、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を目指します。

【施策・事業の展開例】

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	所管課
防災に関する政策・方針決定 過程への女性参画の拡大	検討 ----->	----->	----->	----->	防災危機管理課
自主防災組織、災害ボランティア等の女性の参画促進	周知・検討 ----->	----->	----->	----->	防災危機管理課

(5) 男女共同参画の視点に立った環境問題への取組みの促進

環境分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大をするとともに、環境分野における女性の人材育成の支援や、環境保全活動を行っている団体等とのネットワークの構築や連携の促進に努めます。

【施策・事業の展開例】

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	所管課
環境に関する政策・方針決定 過程への女性参画の拡大	周知・検討 ----->	----->	----->	----->	環境政策課
環境保全活動に関する学習 機会や交流の場の提供	周知・検討 ----->	----->	----->	----->	環境政策課

基本目標Ⅳ

世界に一つのかげがえのない「命」をとらとぶ

ともに健やかに生きるために

目指す方向性

男女の個人としての尊厳を重んじ、健康な生活を営むことができる男女共同参画社会の実現を目指します。

生涯を通じて、心身ともに健康で、安心して暮らすことは、男女共通の願いです。特に、女性には妊娠や出産のための身体的機能があることを男女ともに再認識し、お互いを尊重することが第一歩であり、男女がともに命の尊厳を認めあい、誕生した命をたたえ、心と身体の健康づくりの支援が必要です。

男女がともに性に関する健康上の問題等、正しい知識を持つことにより、互いの命、性に対する思いやりが深まり、「おっばい都市宣言」のもと、地域社会全体で支え合い、心豊かに安心して生き生きと健やかに生きがいを持って暮らせる男女共同参画社会の形成を目指さなければなりません。

しかしながら、核家族化の進行や少子高齢化の進展により、高齢者の生活を支える家族、地域ネットワークが弱まっていく中で、それに代わる生活支援体制の構築が十分でなく、今後、高齢者人口に占める女性の割合は高くなり、高齢者施策の影響は女性の方が強く受けることや障害があること等、複合的に困難な状況に置かれている場合があることから、状況に応じた支援が必要です。

さらに、配偶者等からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、潜在化しやすいことや加害者の犯罪意識が低く、被害が深刻化しやすい特徴があり、配偶者等からの暴力を容認しない社会を目指します。

重点項目8 ころとからだの健康支援

これまでの主な取組み

光市健康増進計画「光すこやか21」の推進を図るため、市広報紙において、「すこやか通信」「あなたの健康を応援します」「光ぱくぱく食19レシピ」の掲載等による情報発信、総合福祉センターや各公民館において健康相談を行い健康の保持や増進に努めました。

思春期の性の問題について、生徒を対象とした「未来のパパ・ママ応援事業」や赤ちゃんと中高生のふれあい体験学習を実施しました。

ライフステージに応じた健康づくりに取組むために、ひかり環境・健康・ゆうこうウォーク推進会議を設置し、「ひかり環境・健康・ウォーキングマップ」を作成しました。

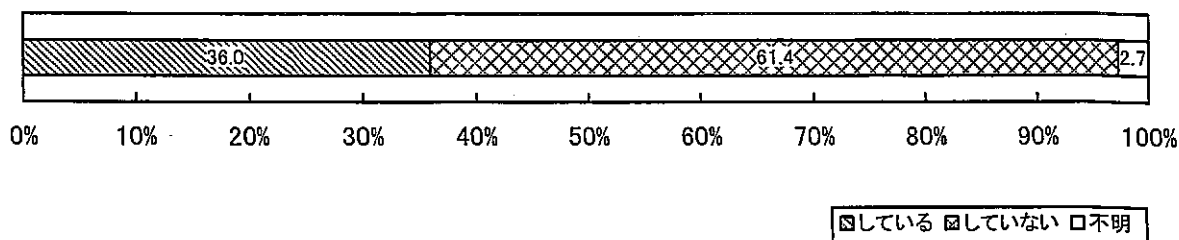
●関連するデータ

○がん検診の受診率

区 分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
子宮頸がん	受診者数(人)	1,785	1,004	1,758	1,423	1,585
	受診率(%)	12.4	14.8	14.5	16.8	16.3
乳がん	受診者数(人)	1,062	598	1,225	955	1,189
	受診率(%)	11.3	11.6	12.4	14.6	14.7

区 分		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性
胃がん	受診者数(人)	1,389	871	935	600	929	619	1,029	696	988	735
	受診率(%)	9.8	11.8	6.5	7.7	6.4	7.7	7.1	8.7	6.9	9.2
肺がん	受診者数(人)	2,297	1,113	2,028	1,011	2,109	1,071	2,641	1,430	2,448	1,370
	受診率(%)	16.1	15.0	14.1	13.0	14.6	13.3	18.3	17.9	17.1	17.2
大腸がん	受診者数(人)	1,407	856	1,089	677	1,132	730	1,613	1,025	1,611	1,121
	受診率(%)	9.9	11.6	7.6	8.7	7.9	9.1	11.2	12.8	11.2	14.4

○週一回以上スポーツをしている人の割合（平成23年度まちづくり市民アンケート）



今後の課題と取組み

光市健康増進計画「光すこやか21」に基づく健康づくり事業の推進や、男女が互いの身体的性差を理解し合い、互いの人権を尊重し相手に対する思いやりを持って生きることが重要です。

男女が生涯を通じて自らの健康管理を行うため、各種健診や相談体制の充実を図り、日常生活の中で積極的にスポーツに親しみ手軽に健康づくりが行えるよう、生活に密着したスポーツの普及に努めます。

計画の指標

計画の指標	参考値 (平成20年度)	基準値 (平成23年度)	目標値 (平成28年度)
「健康づくりの推進」への市民の満足度	35.9%	39.2%	50.0%
「スポーツの振興」への市民の満足度	25.9%	32.1%	40.0%

「まちづくり市民アンケート」

※「健康づくりの推進」については、平成20年度に現在の質問内容となったため、参考値を平成20年度の数値に統一

まず一歩☆できることから始めましょう

- 自分やパートナー、家族の健康に関心を持ちましょう。
- 年に一度は、健診を受けましょう。
- 自分に合った趣味や運動を続けましょう。

施策・事業の基本方向

こころとからだの健康
支援

- (1) 生涯を通じた健康づくりの推進
- (2) 性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）についての意識啓発

(1) 生涯を通じた健康づくりの推進

各ライフステージの健康課題に応じた生活習慣の形成に向けた取組みを、関係機関と連携し男女が生涯を通じて自らの健康管理を行うため、各種健診や相談体制の充実を図ります。

日常生活の中で、積極的にスポーツに親しみ手軽に健康づくりが行えるよう、生活に密着したスポーツの普及に努めます。

【施策・事業の展開例】

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	所管課
光市健康増進計画「光すこやか21」の推進				▶	健康増進課
各年代に応じた健康教育、健診体制の充実				▶	健康増進課
心と身体の健康相談の充実				▶	健康増進課
訪問指導の実施				▶	健康増進課
スポーツ・レクリエーション活動の基盤整備				▶	体育課
スポーツ・レクリエーション活動の促進				▶	体育課

(2) 性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）についての意識啓発

女性の健康を支援する取組みの充実や母性保護及び母性の健康管理に配慮した就労環境の整備のための普及・啓発に取り組みます。

【施策・事業の展開例】

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	所管課
性と生殖に関する健康・権利 (リプロダクティブ・ヘルス /ライツ) の概念の普及				→	健康増進課 学校教育課
母性保護に関する啓発				→	健康増進課

重点項目9 高齢者・障害者等が生き生きと暮らせる環境の整備

これまでの主な取組み

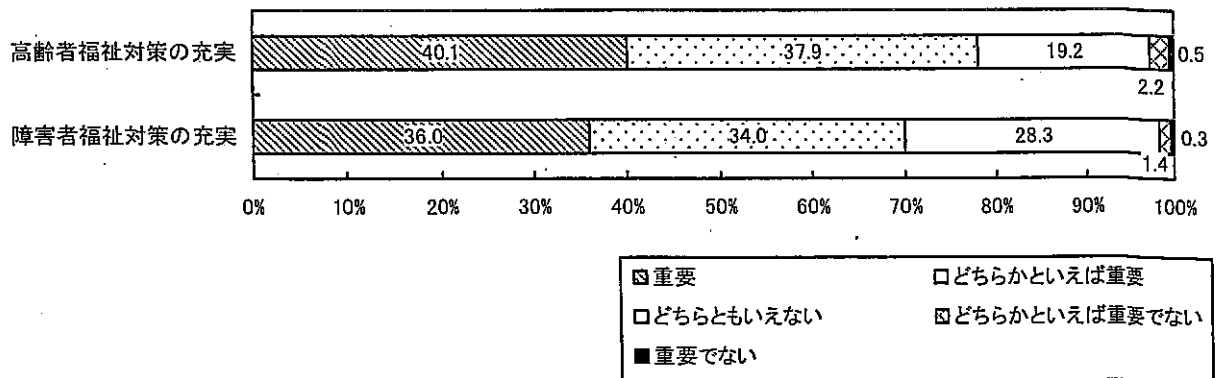
地域包括支援センターの総合相談窓口機能として、高齢者虐待・成年後見人制度等、権利擁護に関する相談支援を行い、市内他地域と同等な介護サービスが提供できるよう離島高齢者への訪問介護派遣に対する助成を行いました。

「障害者サービス情報マップ」を作成し、困ったときの相談先や各種サービス事業所等の情報提供により、自立して日常生活や社会生活が確保できるように周知しました。

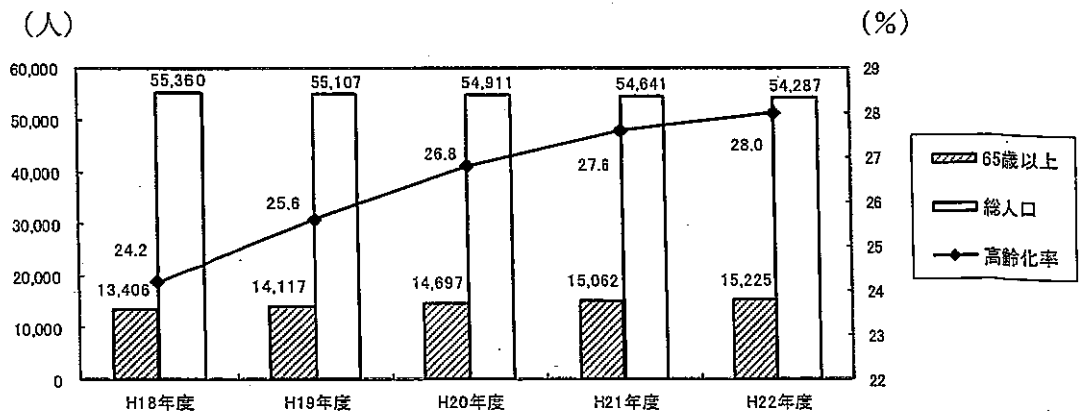
また、母子家庭等で一時的に子育てや生活支援が必要な世帯に家庭生活支援員を派遣し、家事・介護・保育サービスの支援を行いました。

●関連する指標

○施策の重要度（平成23年度まちづくり市民アンケート）



○光市の高齢化率（総人口に占める65歳以上の割合）



住民基本台帳人口（外国人登録を含む）

今後の課題と取組み

年齢や障害の有無にかかわらず、全ての人が健やかに暮らせる社会の実現を目指し、経済的自立に向けた各種制度の利用促進や経済的負担の軽減に努めます。

あらゆる場への社会参画を進める「生涯現役社会づくり」に取り組み、介護サービスの充実と介護予防・地域ケアの推進に努めます。また、母子家庭や寡婦に対して相談・情報提供機能の強化や就業・自立支援の充実を図ります。

計画の指標

計画の指標	参考値 (平成 18 年度)	基準値 (平成 23 年度)	目標値 (平成 28 年度)
男女がともにあらゆる場面に積極的に参加していくために必要なこと 「男女の役割分担についての社会通念・慣習・しきたりを改めること」と思う人の割合	32.9%	32.8%	40.0%

「男女共同参画に関する市民アンケート」

まず一歩☆できることから始めましょう

- 助け合いなどの地域福祉活動に積極的に参加しましょう。
- 介護を必要とする家庭を地域で応援しましょう。
- 声を掛け合いましょう。

施策・事業の基本方向

高齢者・障害者等が生き生きと暮らせる環境の整備

- (1) 高齢者の自立支援と福祉の充実
- (2) 障害のある人等の自立支援と福祉の充実
- (3) 母子家庭等の自立支援と福祉の充実

(1) 高齢者の自立支援と福祉の充実

高齢社会を豊かで活力ある社会とするため、高齢者が自立し安心して暮らせる介護サービスの充実と介護予防・地域ケアの充実を図ります。

また、あらゆる場への社会参画を進める「生涯現役社会づくり」の推進に努めます。

【施策・事業の展開例】

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	所管課
介護予防・認知症予防対策の推進					高齢者支援課 関係各課
権利擁護の視点に立った支援体制の確立					高齢者支援課
高齢者の住宅整備支援等高齢者の生活環境の整備					高齢者支援課
生涯現役社会づくりの推進					高齢者支援課
介護保険事業の円滑・適正な推進					高齢者支援課

(2) 障害のある人等の自立支援と福祉の充実

障害のある男女それぞれに配慮を重視しつつ、障害のある人やない人もともに生活し活動できる社会の構築や、自立と社会参加を促進するための体制の充実と施策の推進に努めます。

【施策・事業の展開例】

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	所管課
障害者福祉保健サービスの充実					福祉総務課
障害者（児）家族サポート事業の推進					福祉総務課
障害者の雇用の促進					福祉総務課
相談支援体制の充実					福祉総務課

(3) 母子家庭等の自立支援と福祉の充実

母子家庭や寡婦に対して、相談・情報提供機能の強化や就業・自立支援の充実に努めます。

【施策・事業の展開例】

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	所管課
母子家庭等へのヘルパー派遣事業の充実				→	子ども家庭課
民生委員、児童委員、母子自立支援員による母子福祉等の相談機能の充実				→	子ども家庭課
母子自立支援員等の研修参加促進				→	子ども家庭課

重点項目10 男女間の暴力を許さない仕組みづくり

これまでの主な取組み

県内各地の県営住宅を相互利用できるシェルター設置を県に要望し、関係機関等との連携を図りました。被害者が相談しやすい体制づくりの一環として、専門研修への参加により相談体制等のスキルアップを図りました。

配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメント等の男女間におけるあらゆる形態の暴力の根絶に向けて、事業者や関係機関等と連携し啓発活動や相談体制の充実を図りました。

●関連する指標

○ DV被害者の相談実態 (山口県男女共同参画相談センター)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
DV相談件数 (件)	308	344	360	420	241
一時保護被保護者数 (人)	29	34	44	27	15
一時保護同伴児童数 (人)	39	38	45	37	21

今後の課題と取組み

お互いの被害・加害意識の低さから、被害者が相談を出来ずに問題が潜在化しない環境づくりや、関係機関等との情報の共有化及び窓口対応の在り方が重要とされています。

関係機関との連携や地域における見守りから、相談・保護・自立に至る切れ目のない支援体制の充実、被害者が迷わず相談できるように相談窓口の周知、相談を受ける職員の専門性の向上を図るとともに、二次的被害の防止にも努めます。また、「(仮称)配偶者暴力対策連絡協議会」の設置を検討し、関係機関等との連携や情報の共有化を図ります。

計画の指標

計画の指標	参考値 (平成 18 年度)	基準値 (平成 23 年度)	目標値 (平成 28 年度)
ドメスティック・バイオレンス (DV) 被害者のうち「公的な相談窓口や電話相談に相談した」人の割合	3.1%	9.5%	相談者の増加

「男女共同参画に関する市民アンケート」

まず一歩☆できることから始めましょう

- お互いを思いやる気持ちを持ちましょう。
- 暴力を根絶し、暴力を許さないという意識づくりを進めましょう。
- ひとりで悩まないで相談しましょう。

施策・事業の基本方向

男女間の暴力を許さない仕組みづくり

- (1) 男女間のあらゆる暴力を根絶するための意識啓発の促進
- (2) 配偶者等からの暴力に対する相談・支援の充実
- (3) セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の防止に向けた啓発

(1) 男女間のあらゆる暴力を根絶するための意識啓発の促進

人権を侵害する男女間の暴力の根絶に向けた市民の理解を深めるためにも啓発活動を通して意識の醸成に努めます。

【施策・事業の展開例】

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	所管課
人権尊重意識高揚のための 教育・啓発の推進					人権推進課
	→				人権教育課

(2) 配偶者等からの暴力に対する相談・支援の充実

地域における見守りから相談・保護・自立に至る切れ目のない支援体制の充実や、被害者が迷わず相談できるように相談窓口の周知を図り、相談を受ける職員の専門性の向上や二次的被害の防止にも努めます。

【施策・事業の展開例】

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	所管課
相談窓口の周知、充実及び暴力等に関する情報提供と啓発					福祉総務課
関係機関との連携による被害者保護対策の推進					福祉総務課
専門研修等による職員の資質の向上					福祉総務課
「(仮称) 配偶者暴力対策庁内連絡会議」の設置	検討・協議				人権推進課 福祉総務課

(3) セクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメント等の防止に向けた啓発

セクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメント等を防止するため、事業者や関係機関等と連携し啓発活動や相談体制の充実を図ります。

【施策・事業の展開例】

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	所管課
セクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメント等の防止のための関係機関等との連携					人権推進課 総務課 商工観光課

第6章 計画の推進

男女共同参画社会の実現に向けて、光市男女共同参画基本計画を総合的に推進していくためには、庁内外における推進体制を充実させるとともに、市民や企業、行政が一体となって取り組む必要があります。

計画の実効性を高めるために、関係部局との連携を図りながら適切な進行管理を行います。また、国や県、関係機関の動向を踏まえつつ、連携を図り計画の円滑な推進に努めます。

1 市民との協働による計画の推進

男女共同参画社会を実現するために、積極的な市民の参画を期待するとともに、様々な分野で活躍する団体、事業者等が男女共同参画に関する意見交換や情報の共有化を図るため、「光市男女共同参画推進ネットワーク」を中心に、市民との協働による計画の推進を図ります。

【施策・事業の展開例】

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	所管課
光市男女共同参画推進ネットワークとの協働による計画の推進					人権推進課
光市女性団体連絡協議会との連携					文化・生涯学習課

2 推進体制の整備・充実

男女共同参画社会の実現に向けた施策は、市民生活のあらゆる分野にかかわりを持っており全庁的に推進する必要があることから、庁内推進組織である「光市男女共同参画推進本部」を中心に、各部局が情報の共有化と連携の強化を図ります。

【施策・事業の展開例】

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	所管課
光市男女共同参画推進本部 を中心とした推進体制の整備・充実					人権推進課
	→				

3 調査・研究の充実と情報の提供

男女共同参画社会の形成の推進に関し、市民組織で構成された「光市男女共同参画推進ネットワーク」において、施策に反映させるための意見交換を行うとともに情報の収集や提供に努めます。

【施策・事業の展開例】

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	所管課
男女共同参画に関するアンケート実施（再掲）		内容検討	実施		人権推進課
		→	→		

4 国・県及び関係機関等との連携

国・県をはじめ、関係機関との連携を図りながら情報収集・提供の実施により計画を推進します。

5 推進体制図

光市男女共同参画基本計画の推進体制

